

杉並区地域防災計画(令和3年修正)(案)に対する 区民等の意見提出手続の結果

- ◎政策等の題名 : 「杉並区地域防災計画(令和3年修正)(案)」
- ◎政策等の案の公表の日 : 令和2年12月18日
- ◎意見提出期間 : 令和2年12月18日～令和3年1月17日

上記の政策等の案について、区民等の意見提出手続を行った結果、合計13人件数109件の意見の提出がありました。
提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	人数	意見数
郵送・FAX	4	4
電子メール	4	99
ホームページ	5	6
合計	13	109

- ◎お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について
下記のとおりまとめました。

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

①地域防災計画全般に対する意見			
NO	項目	意見の概要	区の考え方
1	別冊・資料編	別冊・資料編が公開されていないため、意見を作成することができない。	別冊・資料編は、既にあるデータの記載のみを行っているものであること等から、割愛しております。なお、ご意見を踏まえ、今後、別冊資料編についても、閲覧できるよう調整します。
2	震災・風水害編 震災編 風水害編	文字での記載が多いため、分かりにくい。地図、表等を多用してほしい。	計画の性質上、どうしても文字が多くなってしまふことについては、ご指摘のとおりです。今回の修正にあたっては、文字量を減らすこと等、一部レイアウトの変更を実施しておりますが、今後の修正の際にも、より分かりやすいものとなるよう努めていきます。
3	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策)	「対策の方向性」ではなく、「対策」と記載することが望ましく、その内容は、実効性のある内容を記載してほしい。	地域防災計画は、区はもとより、各防災関係機関等の防災に関する対応の方針について定めるものであり、区で完結する行政計画のように、個別・具体的な内容を、すべて計画化する性格のものではないことから、「対策の方向性」という記載を行います。
4	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策)	「到達状況」の記載内容を区がどのように捉えているのか。	「到達状況」の項目をどう捉えているかについては、各項目ごとによって変わってくると思いますが、各項目に共通して、「到達状況」を踏まえた「課題」、それに対する「対策の方向性」、それを踏まえ「到達目標」を設定しています。

NO	項目	意見の概要	区の方考え方
5	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的 計画（震災予防対策）	被害想定（東京湾北部地震）では、 区全体の被害のみ表記されている が、地域毎の被害想定を記載してほ しい。	区地域防災計画は、都地域防災計画を踏まえ作 成していることから、都地域防災計画の被害想 定（東京湾北部地震）を使用していますが、各 自治体の地域ごとの被害状況は公表していない ことから、区地域防災計画においては、地域ご との被害想定に記載は行いません。なお、区で は、独自に地域ごとに被害想定を行っており、 その傾向は各対策に反映しており、資料編に 「地震被害シミュレーション避難者予測・ライ フライン被害編（概要版）」の避難者予測部分 を掲載します。地震被害シミュレーションの詳 細については、区地域防災計画本誌に記載を行 うと、量が膨大となるため、防災課の窓口で配 布しているリーフレット等にてご確認ください。
6	震災・風水害編	具体的な取組に記載されている内容 が具体的でない箇所が多い。	地域防災計画は、区はもとより、各防災関係機 関等の防災に関する対応方針について定めるも のであり、区で完結する行政計画のように、個 別・具体的な内容を、すべて計画化する性格の ものではありません。

②「杉並区地域防災計画(震災・風水害編)【総則・予防対策】」に対する意見

NO	項目	意見の概要	区の考え方
7	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提	区民が中心の計画と考えており、わかりやすい計画の趣旨、区の課題と対応する成果を記載してほしい。	区の防災に関する課題やそれに向けた具体的な取り組みについては、各章の「課題」に記載しております。
8	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提	近年の被害記録に対して区の取組結果や取り組むべき課題・問題点を記載してほしい。	区の防災に関する課題やそれに向けた具体的な取り組みについては、各章の「課題」に記載しております。
9	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提	東京都が公開している地域危険度や区地震被害シミュレーションのすべてを掲載してほしい。	ご指摘の点については、修正前と同様に、資料編に掲載します。
10	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第3節 計画の習熟	区民に関する計画の習熟の内容を記載してほしい。	地域防災計画は、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする行動規範を定めたものであります。このため、本計画では、各防災関係機関の習熟義務を記載しているところです。なお、区民への周知が必要な事項は、別途リーフレット等を通じて行っていきます。
11	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第4節 計画の修正	防災会議における検討内容は、公表されているのか。	計画は毎年検討を加え、修正が必要な場合は、防災会議を開催し、修正を行っています。なお、防災会議の会議録はホームページにて公表しています。
12	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提	震災対策でも危険度の高い地域に対するマイ・タイムラインの検討が必要ではないか。	水害時は「時間軸」での行動計画が肝要ですが、震災時には時間軸ではなく被害状況に基づく行動計画が必要であると考えます。
13	第1部 総則 第2章 杉並区の概況	杉並区の概況から読み取れる課題を地域ごとに区民にとってわかりやすい形式で記載してほしい。	この項目は、杉並区全般の特徴を示しているものであり、各地域ごとの概況については記載をする考えはありません。また、区の概況等を踏まえた防災に関する課題やそれに対する具体的な取り組みについては、内容が広範なため、各地域ごとではなく、各章ごとに記載を行っています。
14	第1部 総則 第4章 災害に関する調査研究	災害に関する研究調査の結果を記載してほしい。	ご指摘の点については、1部第4章に、平成29・30年に区が独自で実施した「地震被害シミュレーション」がありますが、当該研究のデータは、膨大となることから、「建物被害編」、「避難者予測・ライフライン被害編」の二編4種類のパンフレットを別に作成し、ご紹介しています。
15	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第1節 基本理念及び基本的責務 2 基本的責務	「区の責務」ではなく「区長の責務」と表記することが望ましい。	区の責務の表記に関しては、特別区のなかでも、表記方法が分かれており、杉並区では、これまで「区」を使用してきましたが、ご指摘の点を踏まえて、より適切な表記として修正いたします。

NO	項目	意見の概要	区の方考
16	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第1節 基本理念及び基本的責務 2 基本的責務 2-1 区の責務	「区長の責務」の内容を区民と同様に記載してほしい。	ご指摘の点は、杉並区防災対策基本条例に基づき、記載を行っています。
17	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割 1 区の分掌事務	分掌事務の担当部門を知りたいので、表の項目（機関の名称・事務又は業務の大綱）を左右逆に記載してほしい。	ご指摘の表は、地域防災計画上、各部別の分掌事務を表記する目的で、東京都や他の特別区と同様に表記しています。
18	震災・風水害編	震災、風水害の両方に対して、「到達状況」の評価を記載してほしい。	杉並区地域防災計画は、東京都地域防災計画に準拠し、各章ごとに「到達状況」、「課題」、「対策の方向性」、「到達目標」を記載していますが、それぞれの項目の達成度の評価を行う目的で記載しているのではなく、区や防災関係機関が実施する事項を項目別に記載したものであることから、個別具体的な業務評価の記載を行う考えはありません。
19	震災・風水害編	現在の到達状況を具体的に明記してほしい。	ご指摘の点につきましては、参考とさせていただきます。
20	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第2節 課題	被害想定を地域ごとに記載してほしい。	この項目は、杉並区全般の特徴を示しているものであり、各地域ごとの概況については記載をする考えはありません。また、区の概況等を踏まえた防災に関する課題やそれに対する具体的な取り組みについては、内容が広範に渡ることから、各地域ごとにまとめた形ではなく、各章ごとに記載を行っています。
21	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第2節 課題	課題を地域ごとに記載してほしい。	杉並区地域防災計画では、各章ごとに杉並区の課題の記載を行っており、各地域ごとに記載を行う考えはありません。なお、ご指摘の地域ごとの対策については、地域防災計画ではなく、パンフレット等を通じて周知していくことができるよう、研究を進めていきます。
22	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第3節 対策の方向性 2 地域による「共助」の推進	地区防災計画の作成方法を記載してほしい。また、支援する人材が育成されているか知りたい。	本文にある通り、震災救援所運営連絡会が作成する震災救援所運営管理マニュアルが地区防災計画にあたることから、防災課の職員が各震災救援所に対して、作成支援を行っています。
23	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第4節 到達目標 1 自助の備えを講じている割合を100%に到達	区民が防災を「我がこと」として捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成するための方法を記載してほしい。	ご指摘の到達目標についての対策の方向性については、同章第3節1「自助による防災力の向上」に、到達目標を達成するための具体的な取り組みについては、同章第5節に、それぞれ記載しています。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
24	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第4節 到達目標 2 防災市民組織（防災会）の組織率100%と地域防災力の向上	防災市民組織の組織率の各時点の情報や防災市民組織の現在の数や目標とする数を記載してほしい。	この表記は、防災市民組織の管轄地域が区内全域をカバーしている状況を目指すことを目的とする記述ですが、「100パーセント」の表記は、ご指摘のように、疑義を招くものであることから、修正を行います。
25	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第4節 到達目標	事業者が高層マンションを販売する際に、防災市民組織の組織づくりを契約に盛り込むなどの協力を求めることを記載してほしい。	ご指摘のマンション建築販売者への協力依頼については、総則予防対策2章第5節具体的な取り組み（予防対策）内の「地域による共助の推進」及び「事業所による自助・共助の強化」に含まれています。
26	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上	第2章の「地域の防災力向上」の内容は、地域ごとに記載してほしい。	この項目は、杉並区全体の観点から「区民と地域の防災力向上」について記載をしているものであり、杉並区の各地域ごとの記載は考えていません。
27	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	地域ごとに区民と地域の防災力向上に関する予防対策を記載することで地域住民の理解が促進される。	この項目は、杉並区全体の観点から「区民と地域の防災力向上」について記載をしているものであり、杉並区の各地域ごとの記載は考えていません。
28	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 自助による区民の防災力向上 1-1 区民による自助の備え	「区民による自助の備え」の内容に対する区の支援について記載がなく、区民への訴求力がない。	ご指摘の点については、地域防災計画と毎年度の区事業との関係があることから、個別・具体的な内容についての記載は考えていません。
29	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 自助による区民の防災力向上 1-2 防災に対する意識啓発	防災に対する意識啓発に関する事業内容では、地域ごとに必要性が異なると考えるため、その旨や実施する具体的な方法を記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではなく、また、この項目は、杉並区全体の観点から「区民と地域の防災力向上」について記載をしているものであり、杉並区の各地域ごとの記載をする考えはありません。
30	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 自助による区民の防災力向上 1-1 区民による自助の備え	「災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認」を「役割分担および防災マップ等を活用した避難や連絡方法の確認」に修正してほしい。	ご指摘のとおり、修正いたします。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
31	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第1節 現在の到達状況	安全な都市づくりの実現では、区全体ではなく地域ごとの特性が分かりやすい記載方法が望ましい。	この項目は、区全体の観点から「安全な都市づくりの実現」について記載をしているものであり、各地域ごとに記載する考えはありません。
32	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第1節 現在の到達状況 1 区におけるこれまでの取組	ハード面での取組が区内のどこで実施したのか把握できないため、地図などで記載してほしい。	ご指摘の地図表記を行おうとすると、一枚の地図では困難であり、分量が膨大となってしまうことや、事業の進捗によって表記が変わることから、地図を使用した表記を行うことは考えていません。なお、各個別事業の内容については、ホームページやリーフレット等にてご確認ください。
33	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第2節 課題	町丁目別または地域別で課題を記載するとともに区民が自分のこととして捉えるための工夫を希望する。	この項目は、区全体の観点から「安全な都市づくりの実現」について記載をしているものであり、各地域ごとに記載する考えはありません。
34	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第2節 課題 1 木造住宅密集地域の不燃化に向けた課題	該当箇所の課題への対策とその到達目標を記載してほしい。	木造住宅密集地域については総則・予防対策P.60、P61に記載していますが、地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではありません。また、不燃化に対する対策の方向性については、同章3節「対策の方向性」にて記載をしています。
35	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第4節 到達目標 1 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率70%	不燃化領域率の現状、到達目標、これまでの成果をわかりやすく記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであることから、防災対策の個別・具体的な内容については、概要的な表記に留めさせていただいております。ご指摘の点につきましては、以下の計画及びパフレット等をご参照ください。 ・現在、木造住宅密集地域（整備地域）に位置付けられている地域について →「防災都市づくり推進計画」（東京都） ・木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率の状況 →「すぎなみのまちの動き ～土地利用現況調査結果の分析～」（杉並区）
36	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策	消防水利の整備、防火安全対策の内容が文章では分かりにくいので、地図で記載してほしい。	地図を使用した表記は考えていません。なお、区内の防火規制区域は、東京都市計画図（杉並区地域地区図）で公表していますので、そちらでご確認ください。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
37	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策 (8) 火災の拡大防止	区内における消防水利の住所、水利量等を記載してほしい。	消防水利は、6330か所もの規模があり、形状も様々です。また、消防署にて日々更新が行われていることから、住所、水利量などのデータの掲載は困難です。なお、具体的な場所は、消防庁の公式ホームページで確認できます。また、消防水利の8割強を占めるのは消火栓ですが、これはマンホールの周辺にオレンジ色の印が付されているので、ご承知おきください。
38	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策	実施済みの内容や解消された内容、これから実施する内容などを把握できるように記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関などが行う防災対応について、その方針を定めるものであり、個別・具体的な事業内容については、方針に基づき、各団体の毎年度の計画によって進めていくこととなります。
39	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第3節 対策の方向性 1 木造住宅密集地域の不燃化促進	不燃化特区に指定されている地域住民に対する防災計画を独立させて、分かりやすく記載する必要がある。	「不燃化特区の支援事業」は、東京都が指定を行っている事業ですが、ご指摘の点を考慮し、該当地域の補記を行います。
40	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	人口密集地域や木造住宅密集地域の予防対策が見当たらない。	総則・予防対策P62「1安全に暮らせる都市づくり」及びP69「4出火、延焼の防止4-1消防水利の整備、防火安全対策」にて、計画全体の表記バランスに合わせ記載しています。
41	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	木造住宅密集地域の課題は、建築物の耐震化だけしか記載されておらず、他にも多くの解決しなければならない課題があると思われる。他の課題も一箇所に整理し、それから各所に誘導する方法で記載してほしい。	木造住宅密集地域の課題については、総則・予防対策P60にて記載しています。また、現状の計画は、①項目に対する到達状況、②課題、③対策の方向性、④達成状況、⑤取り組み、という構成であり、仮に、ご指摘の通り「区が問題意識を持っている内容」を一か所にまとめて記載すると、問題意識に対応する①到達状況や③対策の方向性等を記載している箇所も変わり、この一連の流れがわかりづらくなってしまいう弊害が発生します。加えて、これまで、本計画は、東京都地域防災計画の構成に準拠した構成で作成してきていることからご指摘の修正は難しいと考えます。
42	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策 (9) 地震等の災害に強いまちづくりの推進	推進した結果を具体的に記載してほしい。	地域防災計画は、概括的に防災対策を定めるものであり、個別・具体的な内容について記載するのではなく、今後行っていく詳細な事業については、基本的な方針に基づき、個別事業の毎年度の計画により、進めていきます。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
43	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策 (8) 火災の拡大防止	具体的に記載してほしい。	消防水利は、6330か所もの規模があり、形状も様々です。また、消防署にて日々更新が行われていることから、住所、水利量などのデータの掲載は困難です。なお、具体的な場所は、消防庁の公式ホームページで確認できます。また、消防水利の8割強を占めるのは消火栓ですが、これはマンホールの周辺にオレンジ色の印が付されているので、ご承知おきください。
44	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策 (8) 火災の拡大防止	消防活動が困難な区域を具体的にわかりやすく記載してほしい。	消防活動が困難な区域とは、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における「災害時活動困難度」結果において困難度が高い地域を指します。詳細は以下の資料をご参照ください。 ・「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回）」（東京都）
45	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策 (9) 地震等の災害に強いまちづくりの推進	地図や表を使用して幹線道路・鉄道・河川などの既存施設を活用した延焼遮断帯ネットワークの形成を促進に関する内容を記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではありません。なお今後行っていく詳細な事業については、基本的な方針に基づき、個別事業の毎年度の計画により、進めていきます。
46	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第2節 課題 4 出火、延焼の防止に向けた課題	地域別に出火、延焼の防止に向けた課題を記載してほしい。	「出火・延焼防止に向けた課題」の項目は、区が抱える課題について記載したものであり、特定の地域に限定したものではありません。
47	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 安全に暮らせる都市づくり 1-4 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊の防止	対策方法が異なるので、がけ・よう壁と、ブロック塀の内容は分けて記載してほしい。	ご指摘の通り、大項目については同項目として取り扱いを行っていますが、その下の項目では、分けて表記を行っています。
48	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 安全に暮らせる都市づくり 1-1 地域特性に応じた防災都市づくり	地域特性に応じた防災都市づくりの成果を具体的に記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、個別・具体的な内容については、各事業の計画書等でご説明させていただいています。そのため、ご指摘の防災まちづくりの成果につきましては、代表的な指標を掲載しています。なお、ご指摘を踏まえ、一部の指標を追記します。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
49	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】	防災協定農地の指定を希望する。	現在、農地の災害時活用法については、「発災時における東京中央農業協同組合の協力に関する協定」の通り、仮設住宅建設用地や復旧資材等置き場としての活用を想定しています。
50	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】 1 安全に暮らせる都市づくり 1-1 地域特性に応じた防災都市づくり	不燃化まちづくりや公園拡張事業が必要な地域を明確に記載してほしい。馬橋公園を広くしてもまだ基準には到底届かない。	公園の拡張については、用地を獲得できるかが最大のポイントです。用地の取得については、その時点にならなければ分からないことから、地域防災計画に具体的な公園拡張の事業内容についての記載は行いません。なお、馬橋公園の拡張に関する記載については、総則・予防対策P168に記載を行っています。
51	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】 4 出火、延焼の防止 4-1 消防水利の整備、防火安全対策 (6) 出火の防止	密接した木造建築が特段多い杉並区ならではの効果的な防災対策として、感震ブレイカーを全棟に無償設置してほしい。それが実現不可の場合、より効果的な地震火災の防止策を議論してほしい。	感震ブレイカー設置支援事業は、これまで、広報やホームページ、防災講演会、防災市民組織への啓発などで、普及啓発に努めてきています。また、設置支援の対象については、まず火災延焼危険度が高い地域を対象に開始し、その後、区内全域まで拡大するなど、拡充を図ってきています。
52	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 現在の到達状況	「現在の到達状況」を具体的に記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、必ずしも各個別事業の詳細な内容について記載するものではありません。
53	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】 1 道路・橋梁 1-2 道路施設	行き止まり道路についての記載が見当たらないので、記載してほしい。	「行き止まり道路」について、避難の障害となるような大きな「行き止まり道路」は区内には少ない状況となっています。地域防災計画は、防災に関連する大きな課題に対する対応の方針について定めることから、本計画に「行き止まり道路」に対する対策等については記載は行いません。
54	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 現在の到達状況 1 交通関連施設の安全確保 1-2 区の橋梁整備	◎区の橋梁整備の記載を河川ごとの記載にするとより分かりやすい。今後の整備予定の記載もあればさらに良い。	ご指摘の箇所は、「橋梁整備計画」に基づき順次実施してきた区の橋梁整備について記載しており、仮に、ご指摘の通り対応する河川ごとの記載を行うと、この一連の流れがわかりづらくなってしまう弊害が発生することから、ご指摘の修正は難しいと考えています。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
55	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 道路・橋梁 1-1 区の道路整備	現在の記載内容では、具体的な場所が把握できないので、課題とともに整備完了、未整備・などの箇所を、地図と表を活用して分かりやすく記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、関連する各個別事業の詳細な内容について記載するものではありません。
56	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 道路・橋梁 1-1 道路の整備 (2) 区の道路整備	「「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき整備を進めている。」を「住民と行政が連携し、より良い道路にするための話し合いの場を作る。」に修正を希望する。	今回のご意見を関係部署と共有させていただきます。
57	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】 5 応急活動拠点の整備 (2) 取組内容 ア オープンスペース等活動拠点の確保・整備 (ア) 地域公園等の整備	危険度が高い地域の公園整備が見直されていない。地域危険度が高いの密集地域に対して安全・安心な環境を整備してほしい。	公園の設置計画は、あくまでも事業計画であり、地域防災計画に具体的な記載は行いません。
58	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】 5 応急活動拠点の整備 (2) 取組内容 イ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	大規模救出救助活動拠点を地図で示してほしい。また大規模救出救助活動拠点到偏りがあるので、課題と対策を記載してほしい。	大規模救出救助活動拠点は、大規模な災害発生後すぐに、広域支援・救助部隊等が該当自治体の被災者の救出、救助等を行うためのベースキャンプとして活用することを想定し、都が指定をしています。
59	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】 6 防災拠点の充実 ア 旧杉並中継所跡地の活用	旧杉並中継所跡地を防災拠点として活用する場合、その機能を最大限生かすための方策を検討してほしい。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。

NO	項目	意見の概要	区の方考え方
60	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組【予防対策】	阿佐谷、天沼 高円寺地域の避難者を分散させる対策を考え、支援物資が届きやすい環境を整備してほしい。	ご指摘の点は、「地域性を考慮した共助の仕組みの構築」、「補助代替施設の活用」をさらに進め、避難者の分散を図るとともに、馬橋公園等の災害備蓄倉庫の整備を継続的に進め、区内での分散備蓄を進めることで、支援物資が届きやすい環境を整備していく計画で進めていきます。
61	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第8章 帰宅困難者対策 第1節 現在の到達状況 6 一時滞在施設の確保	滞留者・帰宅困難者の避難場所は、区内在住の避難者と分けて確保することが必要である。震災救助所案内板にもその旨記載し、近くの一時滞在施設の案内してほしい。区ホームページに「震災救助所への誘導を可能」と掲載しているが、これも取り下げてほしい。	発災時には、区民の避難者も帰宅困難者も、同じ避難者であり、区別して、一時滞在施設を案内することはできませんが、震災救助所で受け入れ自体を断るということではできません。また、一時滞在施設だけでは、想定される帰宅困難者を収容できない現状にあります。そのため、救援隊本隊の活動拠点や二次救助所として指定をしている地域区民センターを一時滞在施設としても指定をしています。なお、現在、民間事業者等と交渉を行い、一時滞在施設で想定させる帰宅困難者の収容ができるよう施設の確保に努めています。併せて事業所・学校等で72時間は帰宅せず、待機する取り組みを都と連携して実施していきます。
62	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第8章 帰宅困難者対策 第1節 現在の到達状況 6 一時滞在施設の確保	一時滞在施設には「一時滞在施設案内板」の設置と、「地域住民の避難場所ではない」ことを記載してほしい。	施設の掲示につきましては、今後検討させていただきます。
63	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第8章 帰宅困難者対策 第1節 現在の到達状況 6 一時滞在施設の確保	区民の避難場所である震災救助所や、第二次救助所、区の救援隊本体機能を持つ地域区民センターなどを一時滞在施設に指定してはならない。補助代替施設が一時滞在施設に指定されている場合は地域住民に周知してほしい。	発災時には、区民の避難者も帰宅困難者も、同じ避難者であり、区別して、一時滞在施設を案内することはできませんが、震災救助所で受け入れ自体を断るということではできません。また、一時滞在施設だけでは、想定される帰宅困難者を収容できない現状にあります。そのため、救援隊本隊の活動拠点や二次救助所として指定をしている地域区民センターを一時滞在施設としても指定をしています。なお、現在、民間事業者等と交渉を行い、一時滞在施設で想定させる帰宅困難者の収容ができるよう施設の確保に努めています。併せて事業所・学校等で72時間は帰宅せず、待機する取り組みを都と連携して実施していきます。
64	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第8章 帰宅困難者対策 第1節 現在の到達状況 6 一時滞在施設の確保	一時滞在施設を駅ごとに表で記載してほしい。また、課題がある地域も記載してほしい。	民間一時滞在施設は、①施設の希望により、発災時のみ活用することで、承諾を得ているケースがあること、②被害状況等により開設の要請を区が行い、施設が開設の可否を行うことから、発災後に指定しているすべての一時滞在施設が開設されるわけではないこと、③毎年度指定施設の変動がともなうこと、から、印刷物としては表記していません。なお、公設の一時滞在施設や公開の許諾を得ている民間一時滞在施設のホームページ上の表記は、ご提案の通り、駅ごとの表記化について検討を進めます。

NO	項目	意見の概要	区の方考え方
65	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第8章 帰宅困難者対策 第4節 到達目標 2 一時滞在施設の量的拡大	「行き場のない帰宅困難者」への対策が具体的ではない。課題と到達目標を明記してほしい。	一時滞在施設の拡充は、区内の一部地域にとどまらず、区内全域で課題となっていることから、表記のとおり記載をしています。
66	①-2 第2部8章	一時滞在施設を駅ごとに表で記載してほしい。課題がある地域も記載して区民への意識啓発をしてほしい。	民間施設の一時滞在施設を印刷物には表記していませんが、区のホームページは、ご指摘の通り、駅ごとの表記化を検討します。
67	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第1節 現在の到達状況 3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備	別冊・資料編の公開がないため、災害時の避難場所、避難所について、災害の種類ごとの整理内容がわからない。	別冊・資料編に関しては、既にあるデータの記載のみを行っているため、今回の意見公募の資料としては不要と判断しました。なお、ご指摘の点については資料編にて、表で掲載をしています。
68	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第2節 課題 2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	避難場所に課題がある地域（移動距離が長い、受入人数分の面積が確保できていないなど）を明記し、周知してほしい。	ご指摘のあった部分は、疑義を生じさせる表記であったため、修正します。
69	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第2節 課題 2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	避難場所の受入人数分の面積確保について、対策が記載されていない。	大都市部での広域避難場所の確保は、各区でも大きな課題となっており、直ちに対策を講じていくことは、難しい状況にあります。そのため、ご指摘の点については、同章第5節の「具体的な取組【予防対策】」の項目にて「広域避難場所の拡大を目指し、一徳避難地の整備を行っていく」旨を記載しています。
70	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第1節 現在の到達状況 2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	市街地状況、避難者数の変化に応じた地区割り当て、広域避難場所の選定・見直しが必要で、特に天沼1～3丁目 阿佐谷北 3～6丁目の避難場所の見直しをする必要があるのではないか。	広域避難場所の指定については、避難道路と同じく都が指定を行っています。ただし、都が指定を行った杉並区民の避難先として想定する避難場所19箇所の指定では、必要最低限の条件は満たしていますが、避難場所によっては、避難時の移動距離が最大2.4kmと遠方にあることや、一人当たりの避難者有効面積も、15箇所が2㎡未満と狭いことが課題となっているため、今後も引き続き、避難場所の拡大を都に積極的に働きかけていきます。
71	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第1節 現在の到達状況 2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	広域避難場所の指定範囲を再検討し、結果を本編と資料編に記載してほしい。天沼地域は75番避難場所ではなく桃井原っぱ公園方向が望ましい。	広域避難場所の指定と避難先の地区の割り当てについては、都が行っており、地区割り当てについては、必ずしも設定された避難先に避難することを強制するものではありません。

NO	項目	意見の概要	区の方考え方
72	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第1節 現在の到達状況 2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	阿佐谷北、高円寺北地区の広域避難場所を再検討してほしい。おおぞら公園は、整備ではなく新たに取得した区有地（代替地）とし、地域住民の移転等の対策が考えられてもいいのではないか。	広域避難の指定は都が行っていますが、広域避難場所としての指定には、避難有効面積が5ヘクタール以上必要です。なお、区では、馬橋公園を「一時避難地」として指定しています。
73	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第2節 課題 2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	避難場所に課題がある（移動距離が長い、受入人数分の面積が確保できていない）地域の対策に農地を活用してほしい。農地は仮設住宅用地ではなく防災協定農地として活用を希望する。東京中央農業協同組合との協定内容のうち、生産緑地を災害時に資材置き場や仮設住宅建設用地とするという部分を削除してほしい。	現在、発災時における東京中央農業協同組合の協力に関する協定では、発災後、極めて不足することが想定される仮設住宅建設用地や復旧資材等置き場のスペースとして農地を活用するために、協定を締結していますが、避難場所としての使用は含んでいません。緑の保全は大切なことですが、被災者の生活を取り戻すことは、極めて重要なことであり、優先して行われるべきものと認識しています。
74	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第2節 課題 3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備	「発災時には、地域の避難者数に差がある」について、詳細内容を記載してほしい。	ご指摘の詳細の記載は、資料編に掲載します。
75	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第2節 課題 4 地域性を考慮した体制の検討	「地域によって避難者数に違いが発生することが判明した。」について、詳細内容を記載してほしい。また、体制の検討について取組内容と期日を記載してほしい。	地震被害シミュレーションの結果は、物的被害、人的被害の多岐な項目にわたり、シミュレーションを行っているものであって、概要は計画のなかに掲載しています。また、結果を資料編に掲載します。なお、具体的な取り組み内容等に関しては、本計画に基づき、今後検討を進めていきます。
76	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組【予防対策】 2 避難場所等の指定・整備 (2) 取組内容 ア 避難場所の指定 (ア) 区民の避難場所	図表：避難場所一覧表に「避難想定人数・最遠地点からの距離・収容可能人数・避難経路の安全性」も追加してほしい。P159への記載も必要である。	広域避難場所は、東京都が指定しており、避難計画人口や避難有効面積、避難場所からの最遠距離等を算定しています。ご指摘の点につきましては、地域名だけでなく東京都が公表している距離等について、追記いたします。
77	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第1節 現在の到達状況 3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備	災害時の避難場所、避難所の整理結果には、施設ごとの想定避難者数・収容可能人員等の情報の記載が必要で、地図も活用して欲しい。一覧表はP159に掲載してほしい。また別冊・資料編が公開されておらず、内容が不明。	震災救援所の想定避難者数は、避難すべき震災救援所を地区ごとに指定していないため、震災救援所ごとの想定避難者数の算出は行っていません。なお、地区ごとの避難者数の予測は、地震被害シミュレーションにて公表しています。また、各震災救援所の収容可能人数は、別冊・資料編にて記載を行っていることから、計画本編への記載は行っていません。また、施設一覧の本編への記載は、指摘箇所以外にも施設一覧を参照する部分が複数あり、それぞれ記載を行うとページ数が大幅に増加するため、本編への直接の記載は行わず、別冊・資料編の方に記載を行っています。

NO	項目	意見の概要	区の方考え方
78	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 6 新型コロナウイルス感染症対策	感染症対策を取らなくとも、想定避難者数が収容可能人員を上回っている震災救援所への対策を期限をつけて行うことが必要である。	・感染症対策は現下のコロナ禍では、必須な対応であり、「密」対策だけでなく、適切な衛生対策を総合的に行っていくことが必要と認識しています。なお、今後、①想定される避難者数が多い地域から、少ない地域に避難してもらう「地域性を考慮した共助の仕組み」②「震災救援所間の避難者の調整」、等を検討し、順次実施につなげていきます。
79	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等	震災救援所は補助代替施設も含め、一時滞在施設と併用しないように計画を変更してほしい。	61で回答したとおり、発災時には、区民の避難者も帰宅困難者も、同じ避難者であり、それを区別して、一時滞在施設を案内することはできませんが、震災救援所で受け入れ自体を断るということではできません。また、一時滞在施設だけでは、想定される帰宅困難者を収容できない現状にあります。そのため震災救援所や補助・代替施設にて帰宅困難者の受け入れを行わない旨の記載は行えません。
80	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	災害時に複数の役割を担う施設はその都度記載してほしい。	各施設の役割は、応急対策で活用可能な施設に余裕がないなかで、規模や設備が、利用に即しているかの観点から、発災後の施設を設置する時点などの必要性を踏まえ、用途を設定しています。
81	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第3節 対策の方向性 2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	広さが十分に確保できない状態で広域避難場所とすることには大きな問題があるため、再考を求める。収容人数が地域避難者に対して圧倒的に不足する可能性の検証を行い、その可能性が払しょくできないのであれば、先行してその対策を講じるべきである。	広域避難場所は、面積等が足りないまま東京都の指定を受けることはありません。なお、区内の広域避難場所の中には、公園と近隣広場等を一帯として、指定されているものがあり、このような例を踏まえ、取り組みを進める旨を記載したものです。
82	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 (2) 取組内容 ア 震災救援所等の指定及び整備 (イ) 震災救援所補助・代替施設の指定	別冊・資料編が公開されていないため、意見を作成することができない。施設情報は地区ごとに記載し、地図も併用してほしい。	震災救援所補助・代替施設に関するご指摘については、まず、エリア分けは、防災では、救援活動の中心となる救援隊本隊を設置する地域区民センターが各地域の中心となるよう、エリア分けを行っていることから、現状の7つのエリア分けを行います。併せて、補助代替施設に関しては、①必ず開設する施設ではないこと②区民の直接避難を想定していないこと、等から、震災救援所と併せて一覧には表記しますが、地図には記載しません。なお、収容人数等の情報は、使用範囲の許諾が変動すること等から、現時点では算定していません。また、発災時には、区HPやすぎナビで開設状況をお知らせします。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
83	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 (2) 取組内容 ア 震災救援所等の指定及び整備	杉並会館 公会堂、勤労福祉会館、朝鮮学校、民間スポーツセンター、銭湯等、あらゆるところを対象にして避難所を増やすことが必要なので、対象範囲を広げて避難所・震災救援所を増やしてほしい。	現在、区では、ゆうゆう館や地域図書館等、指定管理者及び委託事業者が管理している施設について、災害時に活用できる施設を、その特徴に応じて防災拠点活動支援施設、本部直轄施設、災害時活用施設に分類し、新たに防災拠点として指定する調整を行っています。しかし、①震災救援所には、一定規模以上の施設であることが必要なこと、②区関連ではない施設では、あくまでも協力をお願いにとどまること、などの課題があります。なお、対象の施設については、別冊・資料編の「資料186」にて記載を行っています。
84	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 (2) 取組内容 ア 震災救援所等の指定及び整備	最初から避難者が収容しきれないと想定される地域は、ホテル、介護老人保健施設、特別養護老人ホームを福祉避難所ではなく避難所として指定してでも確保する必要があるのではないかと。	震災救援所の指定は、そもそも平時より区が使用をコントロールできることが必要です。そのうえで、①施設の耐震性②震災救援所の運営者③備蓄スペースの確保、など、震災救援所として必要な要件を満たす必要があり、このため、現段階では、民間施設の震災救援所の指定は行っていません。なお、補助・代替施設としては、協力をいただけるよう、働きかけを行っていきます。

NO	項目	意見の概要	区の方考え方
85	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 （2）取組内容 イ 「震災救援所運営管理標準マニュアル」の改善	地域力を期待しているだけでは推進出来ないため、震災救援所運営管理標準マニュアル作成に関する具体的な支援を記載してほしい。	ここで記載をしている「震災救援所運営管理標準マニュアル」とは、あくまでも区で作成する各震災救援所のマニュアルの「ひな型」であり、区で作成します。
86	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 （2）取組内容 ウ 震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の連携体制の具体化 （イ）福祉救援所の指定	福祉救援所は別冊・資料編ではなく、本編に記載してほしい。また、地域ごとの福祉救援所の場所、収容可能人数や、地図も掲載してほしい。	福祉救援所に指定する施設は、施設名称、住所等を資料編に一覧で表記します。なお、14ゾーン分けや地図上の表記等はありません。
87	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 （2）取組内容 ウ 震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の連携体制の具体化 （ウ）避難先の振り分け基準の整理	医療救護所、第二次救援所、福祉救援所への振り分け基準は一般に公表すべきではないか。基準を記載してほしい。	避難先の振り分け基準については、大まかな振り分け基準は定めており、区民にも公表していますが、具体的な要件については、今後、区及び病院、民間福祉施設等の関係者間で整理を行っていく課題であるため、訓練等を通じた検証を踏まえて、公表を判断していきます。
88	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 （2）取組内容 イ 「震災救援所運営管理標準マニュアル」の改善	震災救援所運営管理マニュアルが管理運営が混乱なく円滑に行われるようなものになっていなければ、発災時の混乱に繋がるので、サポート体制の構築と作成の期限明記が急務ではないか。	サポート体制としては、既に職員である「所長」「所員」のほか、防災課内に各地区担当を設置しています。また、マニュアルの改訂は、随時、毎年度の震災救援所会長所長会にて説明・周知を行い、すみやかに改訂をお願いしています。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
89	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第4節 計画の修正	災害発生から最初の三日間をを乗り越えるため、区の人口統計を踏まえて安定的かつ定期的に防災予算を確保して救援物資の備蓄と品質管理を実施してほしい。都市計画道路補助線街路第132号線整備の事業に関わる事業予算は、例えば災害救護物資の管理運用や、より緊急性の高い感染症拡大防止対策に振り向けるべきだと考える。	備蓄関連経費は、しっかりと確保していきます。なお、都市計画道路に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。
90	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】 5 動物愛護	ペット同行避難を今後どのように、区民、各震災救援所責任者に周知徹底させるのか、具体的な方策を記載してほしい。	現在区では、区民に対し、震災救援所のペット同行が可能であることの周知を行っています。また、各震災救援所においては、震災救援所の施設利用計画を策定する際に、ペット用の避難スペースの確保の働きかけや、震災救援所会長所長会での周知活動などを行っています。今後も引き続き震災救援所のペット同行避難の体制構築を進めていきます。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
91	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 現在の到達状況 2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	井草防災拠点、支援物資等受入拠点の指定に関する記載は、「2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備」に記載していないとわからない。	ご指摘のあった点について、記載方法を修正します。
92	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第3節 対策の方向性 1 食糧・水・生活必需品等の確保 （3）家庭内備蓄の促進	家庭内備蓄の促進に関する普及啓発方法の記載を希望する。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではありません。普及啓発の具体的な方法については、様々あるなかで、その都度検討を行い、実施していきます。
93	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組 【予防対策】 1 食糧及び生活必需品等の確保 （2）取組内容 ア 食糧の確保について （ア）食糧の備蓄量	区の食料備蓄は、65か所の震災救援所に均等割りではなく、避難者予測に比例した備蓄が必要ではないか。	各震災救援所では、町丁目ごとに避難者の紐づけを行っていません。そのため、震災救援所の備蓄品の量に差をつけてしまうと、例えば、少なくした震災救援所に避難者が集中した際に、物資の不足等の弊害が発生します。このことから、震災救援所ごとに備蓄品の量に差をつける考えはありません。なお、ご指摘の点については、地震被害シミュレーションにて特に被害が大きいと出た地域については、被害を受けないと想定される災害備蓄倉庫に追加の備蓄を行うことでの対応を予定しています。
94	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組 【予防対策】	断水時も流水手洗いができるよう、街中や避難所に、水の循環再生装置の設置を検討してほしい。	震災救援所では、発災時、備蓄の水、防災井戸、受水槽などの水の活用を想定しています。加えて、都水道局では、各震災救援所に応急給水栓の設置を行っており、また、発災時の活動拠点への水道管の耐震化等はほぼ完了し、一般家庭が断水時にも直接給水できるようになっています。そのような状況下で、くみ上げやろ過、薬剤投入などが必要となる水の循環再生は現実的ではないと考えています。

NO	項目	意見の概要	区の方考方
95	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第12章 住民の生活の早期再建 第1節 現在の到達状況 3 ごみ処理、がれき処理	仮置き場の場所を速やかに記載してほしい。未決定の場合はその旨も記載してほしい。	仮置き場の候補地については、現在検討中です。また、人口が極めて過密な都市部では、都立施設などの公共のオープンスペースが少なく、災害廃棄物の仮置き場の候補地に困窮しています。その数少ない公共のオープンスペースについても、発災後の時点によって、広域避難場所や応急仮設住宅建設予定地としての活用も想定していることから、区内で事前に単独指定することは困難です。そのため、発災時に被害状況や時系列に応じて、仮置き場を確保するかたちとなる見込みとなります。
96	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第12章 住民の生活の早期再建 第5節 具体的な取組 【予防対策】 9 応急仮設住宅	「災害時における東京中央農業協同組合の協力に関する協定」のうち、「生産緑地を災害時に資材置き場や仮設住宅建設用地とする」を削除してほしい。仮設住宅建設用地以外で農地活用法を考えてほしい。	人口が極めて過密な都市部では、都立施設などの公共のオープンスペースが少なく、災害時の対応スペースに困窮しています。そのため、「発災時における東京中央農業協同組合の協力に関する協定」にて、農地の使用目的を、仮設住宅建設用地や復旧資材等置き場としていることから、協定の記載からの削除は考えていません。
97	第3部 施策ごとの具体的計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】 1 豪雨対策 (4) 雨水流出抑制施設の整備 ア 雨水浸透・貯留施設の設置及び助成	一般的に、道路・広場は「公共施設」に含まれると思われるが、道路や広場上の植栽を、グリーンインフラの考えに基づき雨水を保水・浸透させるバイオスウェルなどの整備推進を強化のために、「公共施設（道路・広場含む）」に修正を希望する。	ご指摘のとおり、修正します。
98	第3部 施策ごとの具体的計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】 1 豪雨対策 (4) 雨水流出抑制施設の整備 イ 緑化への雨水の活用など複合的な施設整備の誘導	「地域の環境インフラとしての機能を建築物に持たせる」を「地域の環境インフラとしての機能を建築物及び外構に持たせる」に修正を希望する。	本項では、雨水流出抑制対策として単に雨水を浸透させるだけでなく、雨水の活用の視点も加え促進を図ることを示しているものです。ご意見にある建物以外での透水性舗装や浸透ますなどの整備については、すでに取り組みを進めているところですが、引き続き、雨水流出抑制対策事業の中で整備促進を図っていきます。

③その他の意見

NO	項目	意見の概要	区の考え方
99	—	別冊・資料編が公開されていないため、意見を作成することができない。意見募集の制度として問題ではないか。	別冊・資料編に関しては、既にあるデータの記載のみを行っているため、今回の意見公募の資料としては不要と判断いたしました。なお、この判断は「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に抵触するものではありません。
100	—	区内のがれき置き場を決定し、地域防災計画への記載を希望する。	がれき置き場の候補地については、現在検討中です。 また、人口が極めて過密な都市部では、都立施設などの公共のオープンスペースが少なく、災害廃棄物の仮置き場の候補地に困窮しています。その数少ない公共のオープンスペースについても、時点によって、広域避難場所や応急仮設住宅建設予定地としての活用も想定していることから、区内で事前に単独指定することは困難となります。そのため、発災時に被害状況や時系列に応じて、がれき置き場を確保するかたちとなる見込みとなります。
101	—	◎令和2年度に実施されている防災会議を含む多くの議事録が公開されていない。	防災会議の会議録は、調整が終わり次第、区ホームページにて公開しています。また、会議録の作成は、一定の期間及び調整が必要となることもあり、地域防災計画に会議録の公開期限の記載を行う考えはありません。
102	—	地域毎の区民の代表者や市民公募委員 民生児童委員、農業協同組合、社会福祉協議会等の関係者を防災会議委員に任命してほしい。	今回は、地域防災計画修正案に関する意見募集でございますので、ご意見は参考意見として取り扱わせていただきます。
103	—	木造住宅密集地域のうち、30m ² に満たない敷地をどのように認識しているのか。	今回は、地域防災計画修正案に関する意見募集でございますので、ご意見は参考意見として取り扱わせていただきます。
104	—	都市計画道路の道路拡張による延焼遮断帯の形成は、時代遅れであるため、防災の基本路線を見直し、東京都市計画道路補助線街路第132号線の都市計画道路事業を凍結してほしい。	都市計画道路に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。
105	—	東京都市計画道路補助線街路第132号線の都市計画道路事業の必要性について、専門家を交えて地域との話し合いを希望する。	都市計画道路に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。
106	—	新型コロナウイルス感染症対策への予算をかけること、自治基本条例を無視していること、地域の全住民に丁寧でかつ十分な説明と相談が必要であることを理由に132号線拡幅工事の施策は直ちに白紙撤回若しくは凍結を希望する。	都市計画道路に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。

NO	項目	意見の概要	区の考え方
107	—	132号線拡幅工事の必要性を感じておらず、住民の意見を聞いて説明及び再考してほしい。新型コロナウイルス対策に予算を使用するべきである。	都市計画道路に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。
108	—	東京都市計画道路補助線街路第132号線の都市計画道路事業について、西荻地域の地震被害が少なく、避難場所、延焼遮断帯として活用できる公園の整備が望ましい。道路拡張は税金の無駄遣いである。	都市計画道路に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。
109	—	東京都市計画道路補助線街路第132号線の都市計画道路事業について、道路や商店街の状況、空き地の活用方法、工事に関する見直し・予算・プロジェクトの説明、計画の見直し等を踏まえて、道路拡幅に緊急性がないと思うため、事業の中止又は凍結が必要だと考える。	都市計画道路に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。